

本事業の概要

本事業は、木造建築物等の設計・施工において、ロシア材から国産材などの品質・性能の確かな木材へ転換し、その転換に関する情報を整理する取組(以下「転換事業」という。)を支援します。

施工者を対象とした部材転換と設計者を対象とした設計転換の2種類があります。

転換事業		
事業種	部材転換	設計転換
対象者	施工者	設計者
対象物件	住宅・非住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	○以下の(1)又は(2)を満たすこと。 (1)①横架材、②下地材、③面材のいずれかにおいて、国産材等の代替材の使用を通じて、ロシア材を使用していないこと。 また過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 (2)主要構造部にCLTを使用し、主要構造部及び下地材においてロシア材を使用していないこと。 また、過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 ○転換に関する情報を記載すること。	
助成対象	転換の取組を行った①から③の部材の材積×2.7万円 主要構造部に使用したCLTの材積×6.6万円	設計費(意匠設計・構造設計)の1/2
上限	1棟当たり1,500万円	木造部分の床面積(m ²)×6,350円/m ²
その他	同一建築物において、設計転換と併用可能。 申請上限は 県単位で5棟まで。	同一建築物において、部材転換と併用可能。 申請上限は 県単位で5棟まで。